

議案第20号

日野町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例等の廃止について

日野町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例等を次のとおり廃止する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘

日野町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 日野町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成6年日野町条例第31号）
- (2) 日野町営同和対策ほ場整備事業賦課金徴収条例（昭和53年日野町条例第11号）
- (3) 日野町山村林業構造改善事業等分担金徴収条例（昭和56年日野町条例第22号）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

日野町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例等の廃止についての  
概要書

1. 背景及び趣旨

それぞれの事業が廃止されたことに伴い、町の条例も廃止するもの。

2. 附則規定

この条例は平成28年4月1日から施行する。